

高等教育の修学支援新制度 予約採用申請者※のみなさんへ

仁愛女子短期大学

※ 予約採用申請者とは、高等教育の修学支援新制度に対し、既に高等学校を通じて日本学生支援機構（JASSO）に申請手続きを済ませている人のことを示します。世帯年収（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）・学修意欲などの条件がありますので、詳しくは文部科学省のホームページ「学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度」でご確認ください。

仁愛女子短期大学は、2020年4月から始まる「高等教育の修学支援新制度」の対象機関です。

予約採用申請者のみなさんの入学手続き方法については次のとおり予定しております。詳しくは入学手続の際にお知らせします。

概略

予約採用申請者のみなさんは、「入学料は所定の入学手続締切日までに納付」「授業料等は、採用候補者決定通知が届くのを待ってから延納手続き」が基本となります。

入学料の取扱い

入学料は、全員、一旦全額を所定の入学手続締切日までに納付してください。

予約採用候補者に決定した場合は、入学後、進学届を提出して減免額が確定した後に本学から減免相当額を還付します。

授業料等（授業料・教育充実費・実習費）の取扱い

予約採用申請者には、JASSO から 12 月末迄に採用候補者決定通知が届く予定です。その結果、予約採用候補者に決定した場合は、入学手続時に配布する「特別減免・延納届」と「採用候補者決定通知のコピー」を提出し、納付時期を入学後に変更します。

（入学後の納付については新入生ガイダンスの日にお知らせします。授業料と減免額の差額及び教育充実費、実習費は、入学後の 4 月 20 日（分納願を提出する場合は 6 月末日）までに納付してください。）

候補者にならなかった人は、募集要項に記載されている所定の授業料等納付締切までに授業料等を納付してください。

ご注意

減免は入学料と授業料（上限あり）のみが対象となっており、住民税非課税世帯の方でも、減免後で半期あたり約 20 万円（授業料と減免額の差額及び教育充実費、実習費）の納付が必要となります。

入学後に給付が開始される給付型奨学金のほか、必要に応じてその他の制度（国の教育ローンや貸与型奨学金（無利子、有利子）、提携教育ローン等）の活用も含め、計画的な教育資金の準備をお願いいたします。